

認証評価の実施・検証状況及び 3巡目における主な変更点等について

「高等専門学校認証評価に関する第2サイクルの中間検証結果報告書」

「高等専門学校機関別認証評価実施大綱」

「高等専門学校評価基準(機関別認証評価)」

「自己評価実施要項(高等専門学校機関別認証評価)」

(高等専門学校機関別認証評価に関する説明会)

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

1

説明内容：

- ・ これまでの認証評価の実施・検証の状況
- ・ 3巡目における主な変更点等

2



これまでの認証評価の実施・検証状況

3



○機構による高専機関別認証評価の実施状況

- 1、2巡目の年度別対象校数：

1巡目	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	計
対象校数	試行	18	18	20	2	0	2	60
2巡目	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	計
対象校数	6	14	14	15	2	4	4	59

- 評価結果：すべての高専が「高等専門学校評価基準を満たしている」となっている。

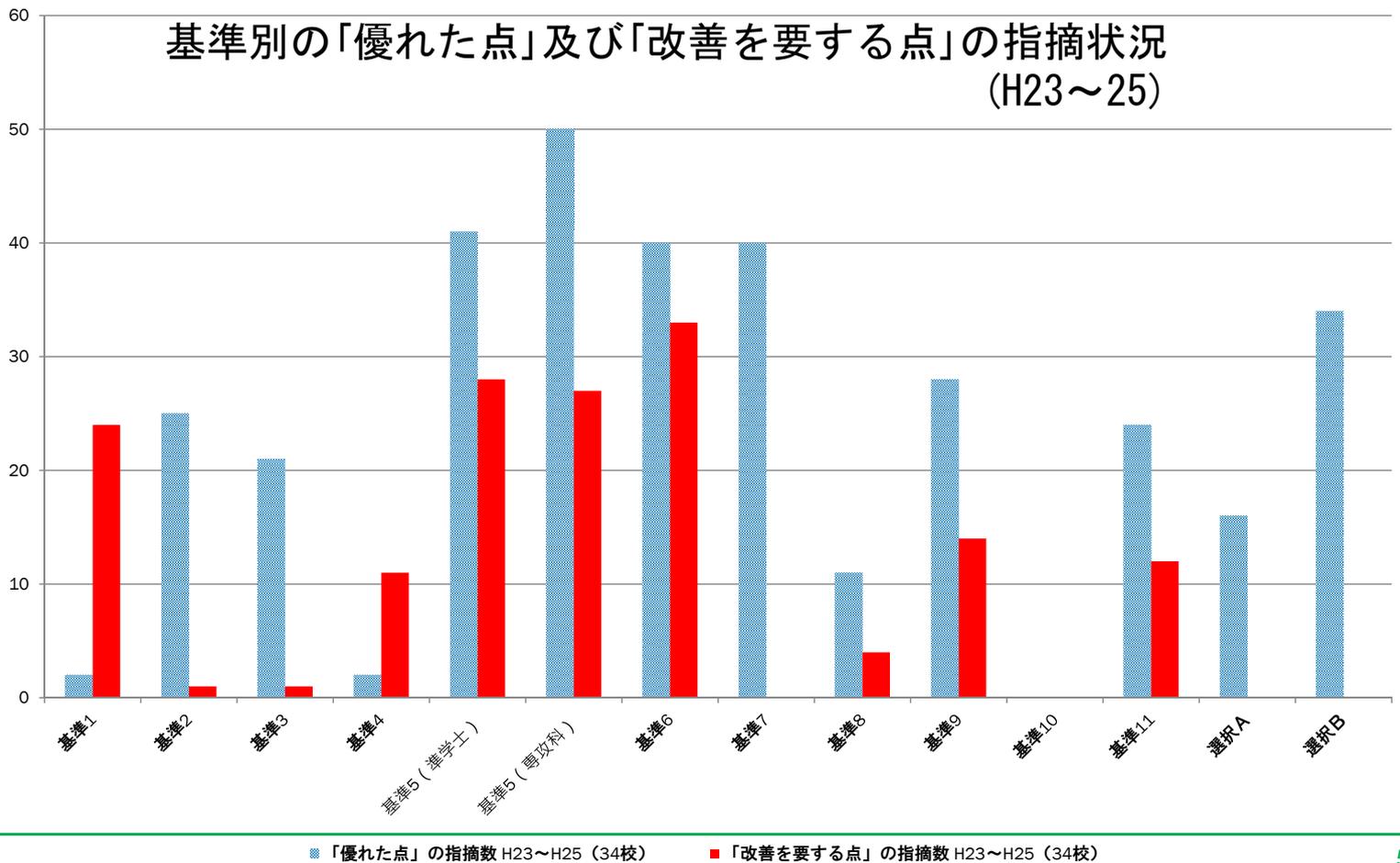
- 「優れた点」、「改善を要する点」の指摘状況：

2巡目の最初の3年間(H.23～25)の結果は次図の通り

(基準1:高等専門学校の目的、基準2:教育組織(実施体制)、基準3:教員及び教育支援者等、基準4:学生の受入、基準5:教育の内容及び方法、基準6:教育の成果、基準7:学生支援等、基準8:施設・設備、基準9:教育の質の向上及び改善のためのシステム、基準10:財務、基準11:管理運営、選択A:研究活動の状況、選択B:正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況)

4

基準別の「優れた点」及び「改善を要する点」の指摘状況
(H23～25)



○認証評価に関する検証結果

検証用アンケート：**対象校と機構の評価担当者**に対し毎年実施

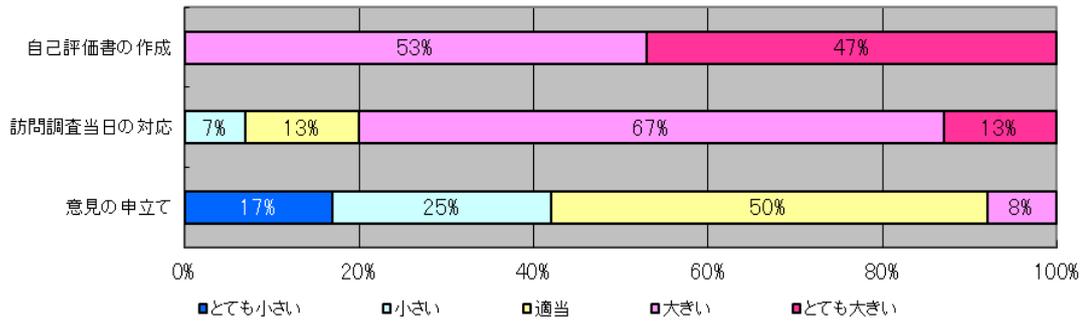
○対象校アンケートの項目（9項目、79小項目）：

1. 評価基準・観点の適切性等、
2. 評価の方法・内容の適切性等、
3. 評価の作業量、スケジュール等の適切性等、
4. 説明会・研修会等の有効性・適切性等、
5. 評価結果（評価報告書）の内容等の適切性等、
6. 評価を受けたことによる効果・影響に関する認識等、
7. 評価結果の活用状況等、
8. 評価の実施体制の概要、
9. その他

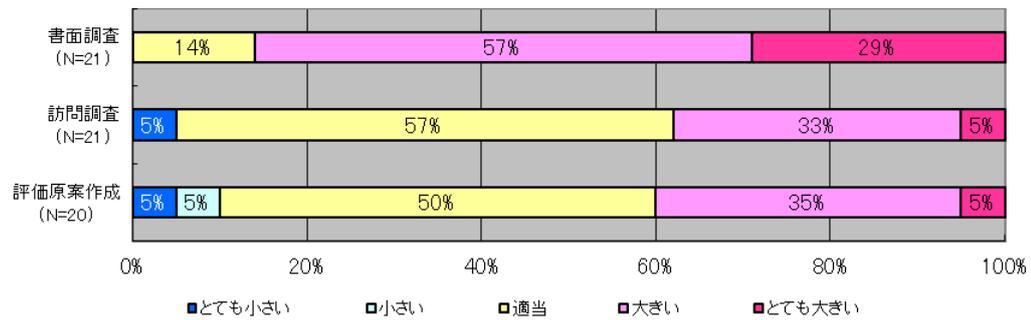
○機構の評価担当者アンケートの項目（7項目、43小項目）：

7. と 8. を除き、対象校用とほぼ同じ。

(参考) 平成26年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書（平成28年3月）抜粋

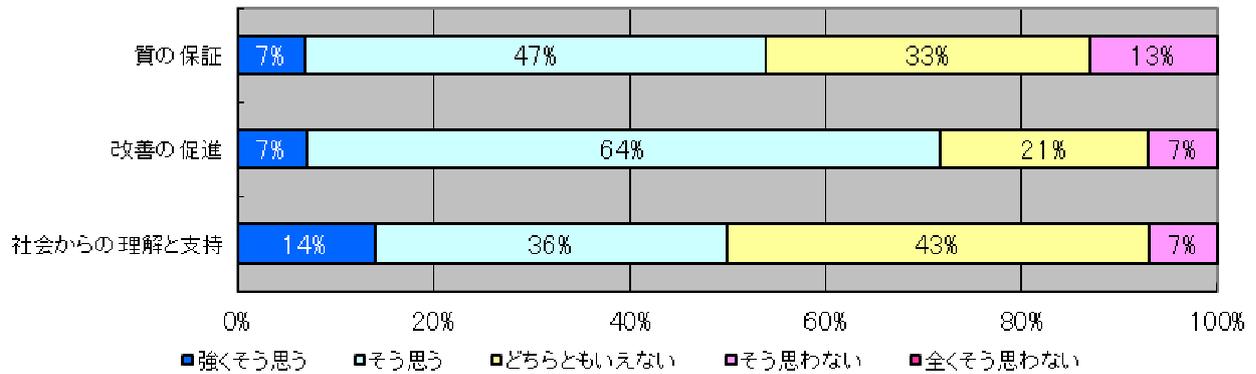


(a) 【対象校】 評価に費やした作業量 (N=15)

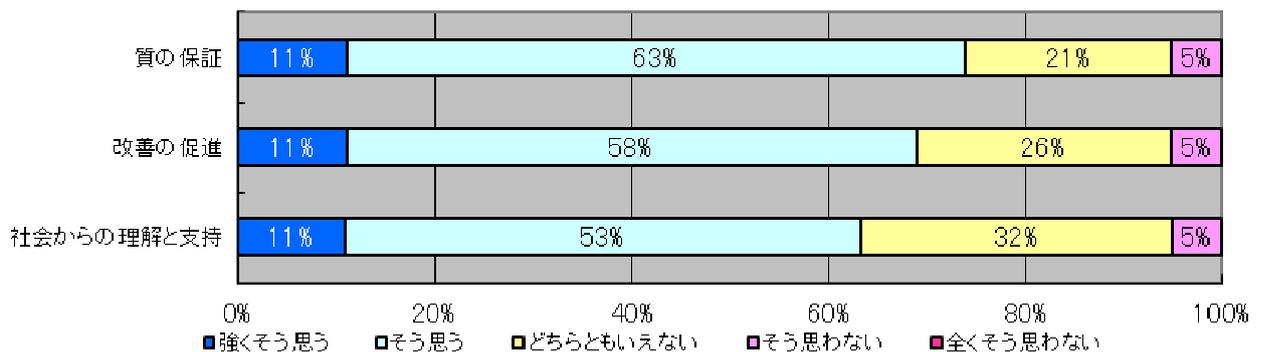


(b) 【評価担当者】 評価に費やした作業量

7



(a) 【対象校】 評価の目的に対する有効性(評価作業に費やした労力) (N=15)



(b) 【評価担当者】 評価の目的に対する有効性(評価作業に費やした労力) (N=19)

8



○内容・方法等の「見直しWG」による検討

平成30年度から始まる3巡目に向けて、平成27年度に「高等専門学校機関別認証評価検討ワーキンググループ（見直しWG）」を立ち上げ。

認証評価実施の効果の確認や問題点等の把握結果等に基づき、平成28年3月の中央教育審議会大学分科会の「認証評価制度の充実に向けて」（審議まとめ）等を踏まえながら、「**実施大綱**」及び「**評価基準**」の改定案を作成し、パブリックコメントを求めた結果を反映して、平成29年1月に、最終案を確定・公表。

併せて、認証評価が対象校の負担軽減を図りつつより効果的なものとなるよう「**自己評価実施要項**」（**自己評価書様式**）を大きく改定。

9



見直しWGにおける検討の基本的な方向性

1. **国際的な質保証の動向も踏まえて**評価内容（評価基準など）を検討
2. **より効果的な認証評価とするための方策**を検討
3. 認証評価における**専攻科課程の取扱い方**について検討
4. **学校側の負担の軽減**につながるような取組を積極的に進める方向で検討
5. **内部質保証システムの確立へ導くような仕組み**を検討（※）
6. 検討に際しては、**ステークホルダーである高等専門学校や産業界**などから、適宜、意見を聴取

※「内部質保証」については、次ページのシートを参照のこと。

10

内部質保証とは

大学等が**自らの責任**で自学の諸活動について**点検・評価**を行い、その結果を基に**改革・改善**に努め、それによって**その質を自ら保証**すること。

(配付資料「教育の内部質保証システムに関するガイドライン」を参照のこと)

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/project/_icsFiles/afieldfi/2017/06/08/guideline.pdf

なお、**外部質保証**(公的質保証)には以下のものがある。

- **設置基準** (最低限の基準による質保証)
- **設置認可審査** (質の事前規制)
- **認証評価** (質の事後確認)

3 巡目における主な変更点等



○ 3 巡目における大綱、基準、要項等の主な変更点

○ 「実施大綱」 関連の変更：

- ① 「重点評価項目」 の設定
- ② フォローアップの仕組みの導入

○ 「評価基準」 関連の変更：

- ③ 「評価基準」 の構成の変更
- ④ 「観点」 の新設・整理・統合

○ 「自己評価実施要項」 関連の変更：

- ⑤ 「自己評価書様式」 の変更
- ⑥ 自己評価における第三者評価結果等の活用

○ その他の変更

13



① 重点評価項目の設定

「大綱」において、「教育の内部質保証システム」を基準1として設定し、その構成要素に係る「評価の視点」（観点1-1-①～④）を重点評価項目として位置づけて評価し、その評価結果を段階別に表示することを明記。

これは、本認証評価においては、教育研究活動等の改善を主体的・継続的に行う仕組み（内部質保証システム）を重視しており、認証評価の実施を通じてその確立を図ることを目指していることに対応。

※この重点評価項目において優れた評価結果が得られた学校に対しては、次回の認証評価において何らかの特典が与えられる可能性がある。（検討中）

14



② フォローアップの仕組みの導入

認証評価をより効果的なものとするため、対象校は、評価結果において「改善を要する点」として指摘された事項のうち評価委員会が指定する事項について、次の認証評価を受けるまでの間の任意の年度に、その対応状況の確認を受けることができ、改善状況が十分であると確認できれば、機構はその旨を評価結果に追記し、公表する「フォローアップの仕組み」を導入。

15



③ 「評価基準の構成」の変更

従来の11基準を組み替え、「教育の内部質保証システム」（基準1）～「専攻科課程の教育活動の状況」（基準8）の8基準で構成。→わかりやすい基準構成！

特に、教育活動の状況に関しては準学士課程と専攻科課程を明確に分離し、準学士課程については、

「準学士課程の教育課程・教育方法」（基準5）、

「準学士課程の学生の受入れ」（基準6）、

「準学士課程の学習・教育の成果」（基準7）

の3つの基準とし、専攻科課程については、「専攻科課程の教育活動の状況」（基準8）の1つの基準とした。

16

③ 「評価基準の構成」の変更（続き）

「卒業（修了）の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者受入れに関する方針」のいわゆる「三つの方針」は、内部質保証の起点となる重要なものであり、関係法令の改正において認証評価基準の共通項目として追加すべきものとされたことから、準学士課程、専攻科課程それぞれに3つの「観点」を設定している。

なお、2巡目まで基準1に置かれていた「学校の目的」については、基準から削除し、分析・評価の実施における前提と位置づけている。ただし、目的の周知、公表については、観点4-3-①における分析・評価対象とした。

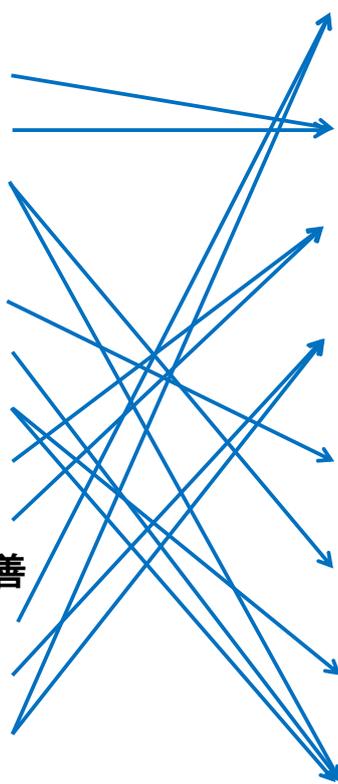
3巡目における認証評価基準の構成

旧（1，2巡目）

- 1 高等専門学校の目的
- 2 教育組織（実施体制）
- 3 教員及び教育支援者等
- 4 学生の受入
- 5 教育の内容及び方法
 - 準学士課程
 - 専攻科課程
- 6 教育の成果
- 7 学生支援等
- 8 施設・設備
- 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム
- 10 財務
- 11 管理運営

新（3巡目）

- 1 教育の内部質保証システム
- 2 教育組織及び教員・教育支援者等
- 3 学習環境及び学生支援等
- 4 財務基盤及び管理運営
- 5 準学士課程の教育課程・教育方法
- 6 準学士課程の学生の受入れ
- 7 準学士課程の学習・教育の成果
- 8 専攻科課程の教育活動の状況



④ 「観点」の新設・整理・統合

高等専門学校等に、その職員が学校等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修（スタッフ・ディベロップメント（SD））の機会を設けることなどを求める法令改正に対応して、それに関連する観点(4-2-⑤)を新設。

その他、対象校アンケートや評価担当者アンケートにおいて類似しているとの指摘が多かった観点については、基準の統合に合わせて整理・統合した。（観点総数は、2巡目の75に対し、3巡目は68）

⑤ 「自己評価書様式」の変更

対象校の負担軽減を図るとともに、より効果的な評価の実施を目指して、自己評価書の様式を、従来の「自由記述方式」から自己点検・評価の項目別の「チェック方式」を主体としたものに変更。

また、項目別の自己点検・評価結果の根拠理由に関しては、「根拠資料等の提示のみ」を求めることを主体とし、根拠資料等の提示のみでは自己評価として十分とは言えない自己点検・評価の項目の場合にのみ、2巡目と同様、「根拠資料に基づく説明」を求めるものとした。

※従来の「自由記述方式」： 観点ごとに、「観点到係る状況」を根拠資料を基に説明したのち、「分析結果とその根拠理由」を記述する方式。→対象校、評価担当者ともに負担が大！ しかも、観点評価における項目の漏れも発生！

※3巡目の「チェック方式」： 右図参照。

→観点評価における項目の漏れがなくなる！ 対象校の負担が軽減される！

※チェック方式の詳細については、研修会で説明！

【重点評価項目】 観点1-1-1-② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されている。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する欄をチェック■）	
以下の自己点検結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 <input type="checkbox"/> 満たしていると判断する <input type="checkbox"/> 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄(該当する欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。 <input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない	◇実施の方針が明示されている規定等
(2) . . .	◇ . . .
(3) . . .	◆ . . .

⑤ 「自己評価書様式」の変更（続き）

各基準の自己評価に際して、機構によって設定されている「観点」や「自己点検・評価の項目」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色を反映できるよう、各基準の「評価の視点」ごとに、「特記事項」欄を設置。→チェック方式導入による評価の一律化をカバー！

なお、この特記事項欄には、根拠となる資料・データ等を参照する際の留意点等を記述することもできるものとした。



⑥自己評価における第三者評価結果等の活用

基準2の専攻科課程の担当教員に係る観点（観点2-2-②）及び基準8の専攻科課程の教育活動に係る観点（観点8-1-①～⑥）の評価に際しては、他の第三者評価等の結果（JABEE認定プログラムの認定に係る結果や機構による特例適用専攻科の認定に係る結果）を利用できるものとした。→評価の効率化（対象校の負担軽減）。

※利用の仕方の詳細は研修会で説明！



○その他の変更

内部質保証システムについては従来から重視してきたが、今回の改定に合わせ、「実施大綱」における認証評価の目的として、従来からの「質の保証」、「改善に役立てる」、「社会への公表により広く国民の理解と支持を得る」に加え、「内部質保証システムの確立・充実を図る」を明記。

また、「実施大綱」における認証評価の基本的な方針として、従来からの6つの方針に加え、これまで実質的には実施してきた「高等教育の質保証の国際的動向を踏まえ、高等専門学校における教育の内部質保証システム、学習成果、及び教育情報の公表を重視した評価を行う」ことを改めて明記。

さらに、次回評価の実施時期に対する制限を変更。（6年後または7年後に限っていたものを、7年以内の任意年度の実施に変更）



選択的評価事項に係る評価に関する変更としては、選択的評価事項Bの「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の名称を、より広い内容を含む事項を評価対象とするよう「**地域貢献活動等の状況**」へ変更。

また、2つの選択的評価事項A、Bの評価における観点をPDCAに対応する**4つの観点**に変更。



ご静聴、ありがとうございました。